

令和8年度 寒河江市住宅建築推進事業補助金

住宅の質の向上を図るため、山形県住宅リフォーム支援事業費補助金を充てて、住宅リフォーム等工事をされる方に助成します。

◇補助一覧

※増築・リフォーム工事は4要件工事の該当が必須です。

- 4要件工事 ・やまぽっかりノベ ・バリアフリー化
・克雪化 ・県産木材
- 世帯要件 ・新婚世帯 ・子育て世帯

工事内容		補助金額
新築 (工事費600万円以上)		30万円
増築・リフォーム (工事費20万円以上)	要件工事	補助率10% 限度額24万円
	要件工事(別表第1 1-1で10点以上)	補助率10% 限度額44万円
	要件工事(別表第1 1-3で10点以上)	補助率10% 限度額34万円
	要件工事+世帯要件	補助率3分の1 限度額30万円
	要件工事(別表第1 1-1で10点以上)+世帯要件	補助率3分の1 限度額50万円
	要件工事(別表第1 1-3で10点以上)+世帯要件	補助率3分の1 限度額40万円

◇対象要件

- 本人または2親等以内の親族が所有し、本人が居住する住宅の工事であること
- 市内の個人事業主、法人と契約すること
- 令和9年2月10日まで工事完了報告書の提出ができること
- 補助対象経費が50万円以上の工事の場合は、工事基準点算出表の合計点数が10点以上、補助対象経費が50万円未満の工事の場合は、工事基準点算出表の合計点数が5点以上必要です。

<ご注意> 必ずお読みください。

※交付決定前の工事請負契約・着工は補助の対象となりません。

※申請者、契約者、支払名義人は全て同一の方となります。

※補助の対象となる箇所全ての着工前・工事中・完了後の同じアングルで撮影した写真を必ず添付してください。

※車庫・物置及びカーポート、貸家、店舗、作業小屋、庭造り、外構工事等は、補助の対象になりません。

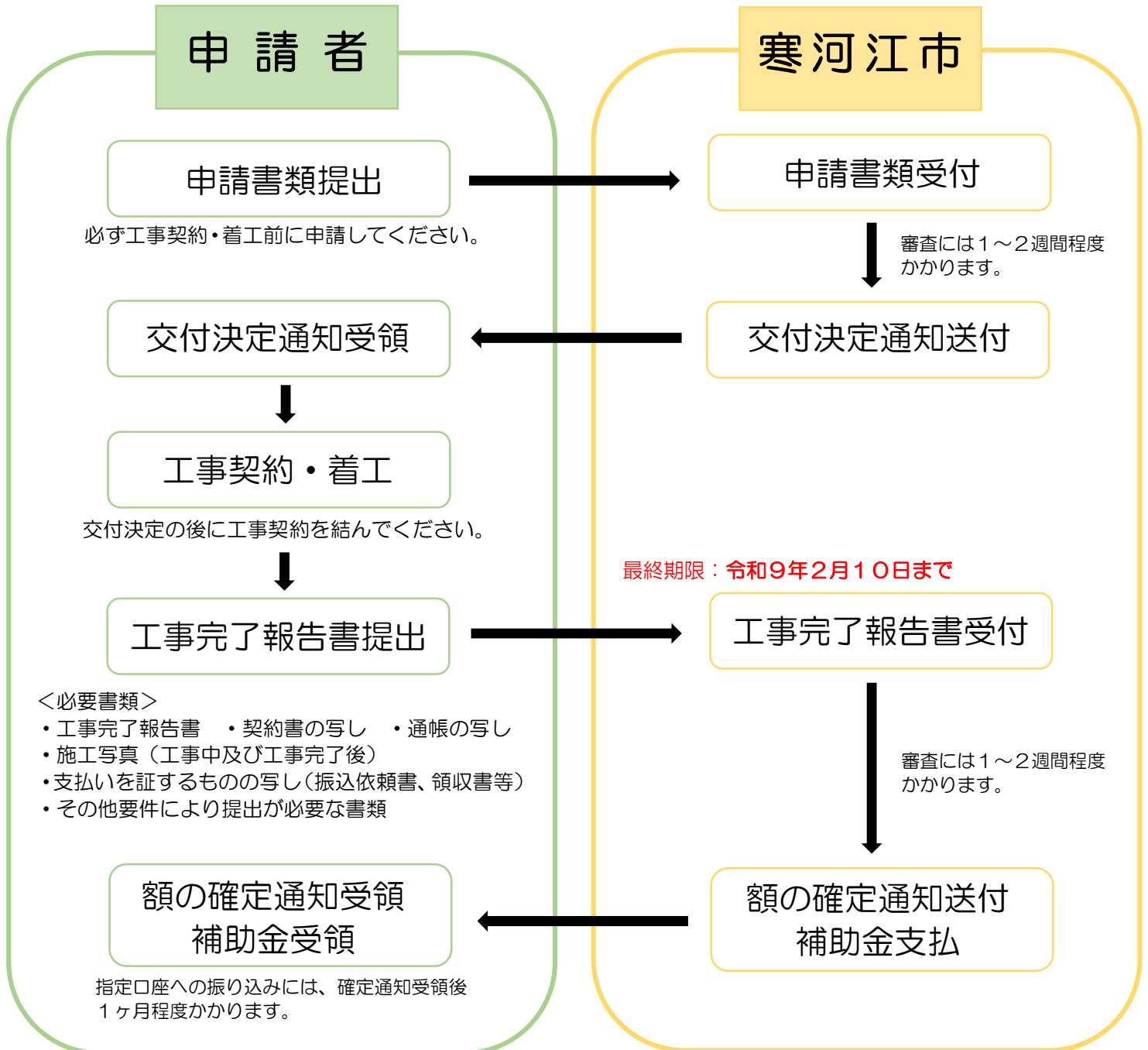
裏面に続きます



◇申請に必要なもの

- ・ 交付申請書 ・ 見積書の写し ・ 着工前写真（別紙参照） ・ 位置図
 - ・ 図面（工事箇所を記入すること） ・ 工事基準点算出表 ・ 住民票謄本
 - ・ 建物の所有権がわかる書類（申請時点で最新の住宅の固定資産税課税明細書の写し、登記事項証明書、売買契約書等の写し等）
 - ・ 誓約書
 - ・ 納税証明書（4～6月申請分は令和6年度、7～3月申請分は令和7年度）
- ※その他、要件によって書類を提出いただく場合があります。

◇手続きの流れ



○申込み・問い合わせ

寒河江市建設管理課建築住宅係 ☎ 85-1627